



三重県公報

令和7年9月26日（金）

第 655 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
637	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	2
638	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	2
639	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
640	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	3
641	同件	(同)	4
642	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	4
643	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	5
	監 査 委 員 訓 令		
3	三重県監査委員公文書管理規程の一部を改正する訓令	(監査委員)	6
	公 告		
	農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	12
	同件	(同)	12
	農用地利用集積等促進計画の認可の取消	(同)	13
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	13
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	14
	同件	(同)	14
	同件	(同)	14
	同件	(同)	14
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	(デジタル改革推進課)	15
	同件	(新産業振興課)	15
	同件	(警察本部)	15
	同件	(同)	16
	同件	(同)	16
	正 誤		
	令和7年8月26日付け三重県公報第646号	(都市政策課)	16

告 示

三重県告示第 637 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 7 年 9 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2450501263	社会福祉法人安濃津福祉会	三重県津市一身田大古曽 1453 番地 3	子ども発達未来塾津駅西	津市大谷町 155 番地 2	放課後等デイサービス	令和 7 年 9 月 1 日
2450501271	合同会社あのお教育社	三重県津市大谷町 156 番地 1 ポレスター大谷町 1002	ドリームズ 21 s t 津藤方校	津市藤方 2598 番地 2	放課後等デイサービス	令和 7 年 9 月 1 日

三重県告示第 638 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 7 年 9 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2410202713	合同会社わらわら	三重県四日市市小生町 275 番地 1 アンビシア II-102	T ケアサポート	四日市市青葉町 800 番地 68	重度訪問介護	令和 7 年 9 月 1 日
2410202721	株式会社リベルケア	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目 28 番 12 号	訪問介護リベル四日市あさけ	四日市市下さざらい町 11-8	居宅介護、重度訪問介護	令和 7 年 9 月 1 日
2410202739	株式会社リベルケア	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目 28 番 12 号	訪問介護リベル四日市	四日市市赤堀南町 2-25	居宅介護、重度訪問介護	令和 7 年 9 月 1 日
2410503854	特定非営利活動法人 K S	三重県津市栗真小川町 1442 番地	ふわり	津市大里窪田町 318-1	居宅介護	令和 7 年 9 月 1 日
2410702340	株式会社ライフ	三重県松阪市駅部田町 599 番地 9	居宅介護事業所ライフ	松阪市駅部田町 599 番地 9	居宅介護、重度訪問介護	令和 7 年 9 月 1 日
2410202747	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	短期入所 四日市楠町	四日市市楠町北五味塚 840-1	短期入所	令和 7 年 9 月 1 日
2410302208	合同会社カナダ	三重県鈴鹿市若松東二丁目 9 番 5 号	就労継続支援 A 型事業所 まんまスマイル	鈴鹿市南江島町 13 番 25 号	就労継続支援 A 型	令和 7 年 9 月 1 日
2410202697	株式会社コンホーム	東京都渋谷区渋谷一丁目 4 番 2 号	ライフアップステアーズ	四日市市諏訪町 13 番地 3 K R ビル 2 階	就労継続支援 B 型	令和 7 年 9 月 1 日
2410202705	一般社団法人つぐみ	三重県四日市市久保田二丁目 5 番 1 号岡本ビル 1 階	ONE GAME 四日市北店	四日市市松原町 5-36 サンパーク松原 B	就労継続支援 B 型	令和 7 年 9 月 1 日
2410702332	株式会社コスモス	愛知県名古屋市中区正木四丁目 8 番 7 号	コスモス松阪	松阪市大津町 801 番地 1	就労継続支援 B 型	令和 7 年 9 月 1 日
2420202174	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	ソーシャルインクルーホーム四日市楠町	四日市市楠町北五味塚 840-1	共同生活援助	令和 7 年 9 月 1 日

2420202182	あんしん介護株式会社	三重県亀山市川合町 103 番地	さくらさくらホーム泊	四日市市泊村 4111-1	共同生活援助	令和 7 年 9 月 1 日
------------	------------	------------------	------------	---------------	--------	-------------------

三重県告示第 639 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 9 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410202598	株式会社フレアス	山梨県中巨摩郡昭和町西条 1514 番地	フレアスヘルパーステーション四日市あさけ	四日市市下さざらい町 11-8	居宅介護、重度訪問介護	令和 7 年 8 月 31 日
2410202267	株式会社フレアス	山梨県中巨摩郡昭和町西条 1514 番地	フレアスヘルパーステーション四日市	四日市市赤堀南町 2-25	居宅介護、重度訪問介護	令和 7 年 8 月 31 日
2410301630	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地	ニチイケアセンター鈴鹿中央	鈴鹿市算所 3-16-30 ハヤカワビル 302 号室	居宅介護、重度訪問介護	令和 7 年 8 月 31 日
2410503383	合同会社 l i f e	三重県津市雲出長常町 1548 番地	ケアステーションひまり	津市雲出長常町 1548 番地	居宅介護	令和 7 年 8 月 31 日
2411200682	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地	ニチイケアセンター上野	伊賀市比土 3213-1 デイッチボン ド・マンション 103	重度訪問介護	令和 7 年 8 月 31 日

三重県告示第 640 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 9 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松阪市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松阪市・多気郡大台町（以上 1 市 1 町について次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
多気郡大台町（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 641 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 9 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、尾鷲市・北牟婁郡紀北町（以上 1 市 1 町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 642 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 9 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 平津菰野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市山城町字穴田 1132 番 1 地先内	旧	4.7～5.4	32.9
	新	5.7～6.4	32.9

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 小牧小杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市山城町字南屋敷 1042 番地先から 四日市市山城町字穴田 1110 番地先まで	旧	4.7～5.4	32.9
	新	5.7～6.4	32.9

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 四日市東員線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市朝明町字古里 196 番 3 地先から 四日市市朝明町字古里 195 番 3 地先まで	旧	7.9～7.9	10.6
	新	9.0～9.0	10.6

第 4

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 368 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美杉町上多気字奥新田 1787 番 1 地先から 津市美杉町上多気字奥新田 1770 番 1 地先まで	旧	14.3～19.0	53.2
	新	14.3～28.6	53.2

第 5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 369 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美杉町上多気字奥新田 1787 番 1 地先から 津市美杉町上多気字奥新田 1770 番 1 地先まで	旧	14.3～19.0	53.2
	新	14.3～28.6	53.2

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上浜高茶屋久居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市白塚町字弁天 4938 番 2 地先内	旧	14.9～17.8	119.7
	新	19.1～22.2	119.7

第 7

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 311 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市甫母町字松掛谷 26 番 1 地先内	旧	21.1～32.5	45.6
	新	21.1～37.8	45.6

三重県告示第 643 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 9 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 時下野尻線	いなべ市藤原町鼎字下戸ノ谷 270 番 1 地先から いなべ市藤原町上相場字友谷 2535 番 1 地先まで	令和 7 年 9 月 26 日
県道 木曽岬弥富停車場線	桑名郡木曽岬町大字西対海地 39 番地先から 桑名郡木曽岬町大字西対海地 34 番地先まで	令和 7 年 9 月 29 日
県道 松阪第 2 環状線	松阪市丹生寺町字向山 8 番 1 地先から 松阪市丹生寺町字往来端 95 番 2 地先まで	令和 7 年 9 月 26 日
県道 名張曽爾線	名張市青蓮寺字青蓮寺山 2850 番 2 地先内	令和 7 年 9 月 26 日

監査委員訓令

三重県監査委員訓令第 3 号

監査委員事務局

三重県監査委員公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 9 月 26 日

三重県監査委員 村 上 亘
長 田 隆 尚
石 垣 智 矢
伊 賀 恵

三重県監査委員公文書管理規程の一部を改正する訓令

第 1 条 三重県監査委員公文書管理規程（令和 2 年三重県監査委員訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（総括文書管理者） 第 3 条 （略） 2 （略） 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。 （1） <u>別に定める公文書ファイル管理簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）</u> の調製 （2）～（5） （略） （文書管理者） 第 4 条 （略） 2 文書管理者は、その管理する公文書について、次に掲げる事務を行うものとする。 （1）・（2） （略） （3） 公文書ファイル管理簿への記載 （4）～（6） （略） （文書の收受及び配付の手続） 第 7 条 事務局に到達した文書は、文書管理担当者が收受し、次の各号により処理するものとする。 （1） 文書管理担当者は、当該文書の右下部余白に到達した日（封筒に県収受印が <u>押印されているもの</u> については、当該収受印の日）の日付の <u>別に定める事務局収受印（この号及び第 3 項において「事務局収受印」という。）</u> を押印し、主務者に交付するものとする。ただし、次に掲げる文書について	（総括文書管理者） 第 3 条 （略） 2 （略） 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。 （1） 公文書ファイル管理簿（ <u>第 1 号様式</u> ）の調製 （2）～（5） （略） （文書管理者） 第 4 条 （略） 2 文書管理者は、その管理する公文書について、次に掲げる事務を行うものとする。 （1）・（2） （略） （3） 公文書ファイル管理簿（ <u>第 1 号様式</u> ）への記載 （4）～（6） （略） （文書の收受及び配付の手続） 第 7 条 事務局に到達した文書は、文書管理担当者が收受し、次の各号により処理するものとする。 （1） 文書管理担当者は、当該文書の右下部余白に到達した日（封筒に県収受印が <u>押されているもの</u> については、当該収受印の日）の日付の事務局収受印（ <u>第 2 号様式</u> ）を押し、主務者に交付するものとする。ただし、次に掲げる文書については、事務局収受印の押印を省略することができる。

ては、事務局收受印の押印を省略することができる。 イ～ニ （略） (2) 主務者は、前号の規定により交付を受けた文書のうち、許認可等に係る申請書、不服申立書、訴訟書類等收受記録を残すべき文書にあっては、<u>別に定める文書処理簿（以下「文書処理簿」という。）</u>に必要事項を記入又は入力しなければならない。ただし、申請、報告等が多数にわたる場合には、主務者は、<u>別に定める文書処理簿補助簿</u>に必要事項を記入又は入力することができる。 2～5 （略） （電子メールにより受信した電子文書の收受の手続） 第 9 条 監査委員又は事務局宛ての電子メールを受信した場合は、文書管理担当者が主務者に転送し、收受記録を残すべき文書にあっては主務者が文書処理簿に必要事項を記入又は入力するものとする。 2・3 （略） （総合文書管理システムにより受信した電子文書の收受の手続） 第 11 条 総合文書管理システムにより受信した電子文書のうち收受記録を残すべき文書にあっては、主務者が文書処理簿に必要事項を記入又は入力するものとする。 （起案の方式） 第 16 条 起案は、総合文書管理システムにより行うものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める方法により行うものとする。 (1) 電子文書以外の添付文書がある場合又は第 20 条第 3 項若しくは第 5 項に該当する場合 総合文書管理システムにより<u>別に定める起案様式（次項及び第 18 条第 2 項において「起案様式」という。）</u>を作成し、紙に出力した起案様式により回議することができるものとする。 (2)～(6) （略） 2～4 （略） （供覧の方式） 第 17 条 供覧は、総合文書管理システムにより行うものとする。ただし、電子文書以外の添付文書がある場合は、簡易処理（保存期間が 1 年未満として第 30 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき文書管理者が定めた公文書について用いる場合に限る。）又は総合文書管理システムにより<u>別に定める供覧様式</u>を作成し、紙に出力した<u>供覧様式</u>により上司又は関係者に供覧することができるものとする。 （起案の方法） 第 18 条 起案は、次の各号により行うものとする。 (1)～(5) （略） (6) 第 20 条に規定する決裁後、第 25 条の浄書を行い、文書又は電子文書を発信する場合にあっては、	イ～ニ （略） (2) 主務者は、前号の規定により交付を受けた文書のうち、許認可等に係る申請書、不服申立書、訴訟書類等收受記録を残すべき文書にあっては、文書処理簿（<u>第 3 号様式</u>）に必要事項を記入又は入力しなければならない。ただし、申請、報告等が多数にわたる場合には、主務者は、文書処理簿補助簿（<u>第 4 号様式</u>）に必要事項を記入又は入力することができる。 2～5 （略） （電子メールにより受信した電子文書の收受の手続） 第 9 条 監査委員又は事務局宛ての電子メールを受信した場合は、文書管理担当者が主務者に転送し、收受記録を残すべき文書にあっては主務者が文書処理簿（<u>第 3 号様式</u>）に必要事項を記入又は入力するものとする。 2・3 （略） （総合文書管理システムにより受信した電子文書の收受の手続） 第 11 条 総合文書管理システムにより受信した電子文書のうち收受記録を残すべき文書にあっては、主務者が文書処理簿（<u>第 3 号様式</u>）に必要事項を記入又は入力するものとする。 （起案の方式） 第 16 条 起案は、総合文書管理システムにより行うものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める方法により行うものとする。 (1) 電子文書以外の添付文書がある場合又は第 20 条第 3 項若しくは第 5 項に該当する場合 総合文書管理システムにより起案様式（<u>第 5 号様式</u>）を作成し、紙に出力した起案様式により回議することができるものとする。 (2)～(6) （略） 2～4 （略） （供覧の方式） 第 17 条 供覧は、総合文書管理システムにより行うものとする。ただし、電子文書以外の添付文書がある場合は、簡易処理（保存期間が 1 年未満として第 30 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき文書管理者が定めた公文書について用いる場合に限る。）又は総合文書管理システムにより様式を作成し、紙に出力した様式により上司又は関係者に供覧することができるものとする。 （起案の方法） 第 18 条 起案は、次の各号により行うものとする。 (1)～(5) （略） (6) 第 20 条に規定する決裁後、第 25 条の浄書を行い、文書又は電子文書を発信する場合にあっては、
--	---

<u>公印の種類及び押印部数</u>を記入又は入力すること。 (7)～(9) (略) 2 発信文書において特に日付を指定しようとするときは、これを起案様式に記入又は入力するものとする。 3 (略) (文書の記号及び番号) 第24条 文書には、次の各号により記号及び番号を付けるものとする。ただし、儀礼的な文書及び電子文書、刊行物、帳簿等で記号及び番号を付けることが適当でないもの又は第26条第1項ただし書に規定する文書には、記号及び番号を省略することができる。 (1) 告示、訓令及び公表には、三重県監査委員名及び種類を冠し、それぞれの種別に従い別に定める令達番号簿により番号を付ける。ただし、公表については、県名を省略する。 (2) (略) 2・3 (略) (公印及び契印) 第26条 文書を発送するときは、原議書と照合確認し、三重県公印規則（昭和32年三重県規則第52号）及び三重県公印取扱規程（昭和32年三重県庁訓第635号）の例により、公印を<u>押印</u>しなければならない。ただし、他の実施機関に対して施行する文書（重要な文書を除く。）及び軽易な文書については、これを省略することができる。 2 施行する文書のうち指令等の権利義務に関する重要な文書には、原議書と契印を<u>押印</u>するものとする。 <u>(電子署名)</u> 第26条の2 電子文書に電子署名を実施する場合については、<u>三重県電子署名の実施に関する訓令（平成15年三重県訓令第12号）及び三重県電子契約の実施に関する訓令（令和7年三重県訓令第10号）の例による。</u> 第31条 <u>削除</u> (公文書の整理、保管等) 第32条 <u>第23条の規定による施行が完了した公文書について、第28条第2号の規定による整理（総合文書管理システム又は総務事務システムにより整理されているものを除く。）を行う場合には、次の各号によるものとする。</u> (1) (略) (2) ファイル用具には、保存期間、所属年度（暦年ごとに整理するものにあつては、所属年）、<u>公文書ファイル等の名称及び所属名、保存期間が30年、10年、5年、3年又は1年のものにあつては</u>	<u>取扱区分、宛先、発信者名及び公印の有無</u>を記入又は入力すること。 (7)～(9) (略) 2 発信文書において特に日付を指定しようとするときは、これを起案様式（<u>第5号様式</u>）に記入又は入力するものとする。 3 (略) (文書の記号及び番号) 第24条 文書には、次の各号により記号及び番号を付けるものとする。ただし、儀礼的な文書及び電子文書、刊行物、帳簿等で記号及び番号を付けることが適当でないもの又は第26条第1項ただし書に規定する文書には、記号及び番号を省略することができる。 (1) 告示、訓令及び公表には、三重県監査委員名及び種類を冠し、それぞれの種別に従い令達番号簿（<u>第6号様式</u>）により番号を付ける。ただし、公表については、県名を省略する。 (2) (略) 2・3 (略) (公印及び契印) 第26条 文書を発送するときは、原議書と照合確認し、三重県公印規則（昭和32年三重県規則第52号）及び三重県公印取扱規程（昭和32年三重県庁訓第635号）の例により、公印を<u>押さ</u>なければならない。ただし、他の実施機関に対して施行する文書（重要な文書を除く。）及び軽易な文書については、これを省略することができる。 2 施行する文書のうち指令等の権利義務に関する重要な文書には、原議書と契印を<u>押す</u>ものとする。 <u>(原議書の整理)</u> 第31条 職員は、第27条の規定により文書の発送等を行ったときは、<u>原議書に発送等の日付を記入するものとする。</u> (公文書の整理、保管等) 第32条 <u>前条の規定による原議書の整理が完了した公文書について、第28条第2号の規定による整理（総合文書管理システム又は総務事務システムにより整理されているものを除く。）を行う場合には、次の各号によるものとする。</u> (1) (略) (2) ファイル用具には、保存期間、所属年度（暦年ごとに整理するものにあつては、所属年）、<u>簿冊名及び所属名、保存期間が30年、10年、5年、3年又は1年のものにあつては廃棄年度並びに保存</u>
---	--

廃棄年度並びに保存期間が満了したときの措置を記入すること。 (3) ファイル用具には、別に定める件名目録を付すること。 2 前項の規定により整理した公文書（総合文書管理システム又は総務事務システムにより整理されているものを除く。）は、第 36 条の規定により県文書規程第 3 条に規定する総括文書管理者（以下「知事部局の総括文書管理者」という。）に引き継ぐまでの間又は条例第 9 条第 1 項の規定により博物館に移管し、若しくは廃棄するまでの間は、保管庫において収納して保管し、保存期間が 1 年以上のものにあつては条例第 8 条第 1 項に規定する公文書ファイル管理簿により常にその所在を明らかにしておかなければならない。 3 (略) (公文書の引継ぎ及び保存) 第 36 条 文書管理者は、保存期間 5 年以上の公文書であつて、保存期間の起算日から 1 年を経過したもの（総合文書管理システム又は総務事務システムにより保存されているものを除く。）については、県文書規程第 44 条第 1 項の定めるところにより、知事部局の総括文書管理者に引き継ぎ、公文書ファイル管理簿により、その保存場所を明らかにしておくものとする。ただし、保存期間の起算日から 1 年を経過した後も事務局において保管することについて当該文書管理者が認めた公文書については、この限りでない。 (公文書ファイル管理簿の調製及び公表) 第 39 条 総括文書管理者は、公文書ファイル管理簿について、総合文書管理システムをもって調製するものとする。 2・3 (略) (公文書ファイル管理簿への記載) 第 40 条 文書管理者は、少なくとも毎年度 1 回、管理する公文書ファイル等（保存期間が 1 年以上のものに限る。）の現況について、次に掲げる事項を公文書ファイル管理簿に記載しなければならない。 (1)～(9) (略) 2・3 (略) (保存期間が満了したときの措置) 第 41 条 (略) 2 前条第 1 項の公文書ファイル等については、総括文書管理者の同意を得た上で、公文書ファイル管理簿への記載により、前項の措置を定めるものとする。 3 (略) (管理状況の報告等) 第 45 条 総括文書管理者は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理状況について、毎年度、	期間が満了したときの措置を記入すること。 (3) ファイル用具には、件名目録(第 7 号様式)を付すること。 2 前項の規定により整理した公文書（総合文書管理システム又は総務事務システムにより整理されているものを除く。）は、第 36 条の規定により県文書規程第 3 条に規定する総括文書管理者（以下「知事部局の総括文書管理者」という。）に引き継ぐまでの間又は条例第 9 条第 1 項の規定により博物館に移管し、若しくは廃棄するまでの間は、保管庫において収納して保管し、保存期間が 1 年以上のものにあつては条例第 8 条第 1 項に規定する公文書ファイル管理簿(第 1 号様式)により常にその所在を明らかにしておかなければならない。 3 (略) (公文書の引継ぎ及び保存) 第 36 条 文書管理者は、保存期間 5 年以上の公文書であつて、保存期間の起算日から 1 年を経過したもの（総合文書管理システム又は総務事務システムにより保存されているものを除く。）については、県文書規程第 44 条第 1 項の定めるところにより、知事部局の総括文書管理者に引き継ぎ、公文書ファイル管理簿(第 1 号様式)により、その保存場所を明らかにしておくものとする。ただし、保存期間の起算日から 1 年を経過した後も事務局において保管することについて当該文書管理者が認めた公文書については、この限りでない。 (公文書ファイル管理簿の調製及び公表) 第 39 条 総括文書管理者は、公文書ファイル管理簿(第 1 号様式)について、総合文書管理システムをもって調製するものとする。 2・3 (略) (公文書ファイル管理簿への記載) 第 40 条 文書管理者は、少なくとも毎年度 1 回、管理する公文書ファイル等（保存期間が 1 年以上のものに限る。）の現況について、次に掲げる事項を公文書ファイル管理簿(第 1 号様式)に記載しなければならない。 (1)～(9) (略) 2・3 (略) (保存期間が満了したときの措置) 第 41 条 (略) 2 前条第 1 項の公文書ファイル等については、総括文書管理者の同意を得た上で、公文書ファイル管理簿(第 1 号様式)への記載により、前項の措置を定めるものとする。 3 (略) (管理状況の報告等) 第 45 条 総括文書管理者は、公文書ファイル管理簿(第 1 号様式)の記載状況その他の公文書の管理状況につ
--	--

知事に報告するものとする。 2・3 (略)	いて、毎年度、知事に報告するものとする。 2・3 (略)
第1号様式から第7号様式までを削る。	
第2条 三重県監査委員公文書管理規程の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改 正 後	改 正 前
(文書管理者) 第4条 (略) 2 文書管理者は、その管理する公文書について、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(5) (略) (6) 公文書の作成、 <u>第30条第3項の規定に基づく保存期間表の作成等による公文書の整理</u> その他公文書の管理に関する職員への指導等 (起案の方式) 第16条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、公印の押印を必要としない軽易な回答等を求められた場合であって、作成する公文書の保存期間が1年未満として <u>第30条第3項及び第8項の規定に基づき文書管理者が定めたもの</u> にあつては、当該回答案等を添付して簡易処理（主務者の氏名、起案及び決裁を行った日付、保存期間その他必要な事項を記載して処理するものをいう。次条において同じ。）により処理することができる。 4 第1項第2号から第4号まで及び第6号に定める方法により起案した場合においては、保存期間が1年未満として <u>第30条第3項及び第8項の規定に基づき文書管理者が定めた公文書を除き、決裁後速やかに総合文書管理システムに必要事項を登録するものとする。</u> (供覧の方式) 第17条 供覧は、総合文書管理システムにより行うものとする。ただし、電子文書以外の添付文書がある場合は、簡易処理（保存期間が1年未満として <u>第30条第3項及び第8項の規定に基づき文書管理者が定めた公文書について用いる場合に限る。</u> ）又は総合文書管理システムにより別に定める供覧様式を作成し、紙に出力した供覧様式により上司又は関係者に供覧することができるものとする。 (保存期間) 第30条 公文書の保存期間は、30年、10年、5年、3年、1年及び1年未満とする。ただし、 <u>次の各号に該当する場合は、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) <u>法令等の規定により、特別の定めが設けられているもの</u> 当該定めによる。 (2) <u>台帳、帳簿その他の業務に常時利用するもの</u> （次項及び第32条第1項第2号において「 <u>常用文書</u> 」という。） <u>無期限</u> 2 <u>常用文書について、常時利用する必要がなくなった</u>	(文書管理者) 第4条 (略) 2 文書管理者は、その管理する公文書について、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(5) (略) (6) 公文書の作成、 <u>標準文書保存期間基準（以下「保存期間表」という。）</u> の作成等による公文書の整理その他公文書の管理に関する職員への指導等 (起案の方式) 第16条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、公印の押印を必要としない軽易な回答等を求められた場合であって、作成する公文書の保存期間が1年未満として <u>第30条第2項及び第7項の規定に基づき文書管理者が定めたもの</u> にあつては、当該回答案等を添付して簡易処理（主務者の氏名、起案及び決裁を行った日付、保存期間その他必要な事項を記載して処理するものをいう。次条において同じ。）により処理することができる。 4 第1項第2号から第4号まで及び第6号に定める方法により起案した場合においては、保存期間が1年未満として <u>第30条第2項及び第7項の規定に基づき文書管理者が定めた公文書を除き、決裁後速やかに総合文書管理システムに必要事項を登録するものとする。</u> (供覧の方式) 第17条 供覧は、総合文書管理システムにより行うものとする。ただし、電子文書以外の添付文書がある場合は、簡易処理（保存期間が1年未満として <u>第30条第2項及び第7項の規定に基づき文書管理者が定めた公文書について用いる場合に限る。</u> ）又は総合文書管理システムにより別に定める供覧様式を作成し、紙に出力した供覧様式により上司又は関係者に供覧することができるものとする。 (保存期間) 第30条 公文書の保存期間は、30年、10年、5年、3年、1年及び1年未満とする。ただし、 <u>法令等の規定により、特別の定めが設けられている場合にあつては、当該定めによる。</u>

ときは、前項本文の保存期間及び保存期間の満了する日を設定するものとする。 3 文書管理者は、前2項及び別表に基づき保存期間表を定め、職員に周知しなければならない。 4 (略) 5 第28条第1号の保存期間の設定については、第34 6 第28条第1号の保存期間の設定及び第3項の保存期間表において、条例第2条第3項の歴史公文書等に該当するとされた公文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。 7 第28条第1号の保存期間の設定及び第3項の保存期間表において、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、県民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程並びに事務及び事業の実績に関する合理的な跡付け又は検証に必要となる公文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。 8～12 (略) 13 第10項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする公文書及び当該公文書がまとめられた公文書ファイルについては、適用しない。 14 第10項及び前2項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満と設定された公文書及び当該公文書がまとめられた公文書ファイルについては、文書作成取得日及びファイル作成日を保存期間の起算日とする。 (公文書の整理、保管等) 第32条 第23条の規定による施行が完了した公文書について、第28条第2号の規定による整理（総合文書管理システム又は総務事務システムにより整理されているものを除く。）を行う場合には、次の各号によるものとする。 (1) (略) (2) ファイル用具には、保存期間、所属年度（暦年ごとに整理するものにあつては、所属年）、公文書ファイル等の名称及び所属名、廃棄年度並びに保存期間が満了したときの措置を記入すること。 <u>ただし、保存期間が1年未満のもの又は常用文書にあっては廃棄年度及び保存期間が満了したときの措置の記入は要しない。</u> (3) (略) 2・3 (略) (移管又は廃棄) 第42条 (略) 2・3 (略) 4 文書管理者は、保存期間を1年未満とする公文書ファイル等であつて、第30条第8項各号のいずれにも該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、同条第6項、第7項及び第9項に	2 文書管理者は、前項及び別表に基づき保存期間表を定め、職員に周知しなければならない。 3 (略) 4 第28条第1号の保存期間の設定については、第2 5 第28条第1号の保存期間の設定及び第2項の保存期間表において、条例第2条第3項の歴史公文書等に該当するとされた公文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。 6 第28条第1号の保存期間の設定及び第2項の保存期間表において、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、県民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程並びに事務及び事業の実績に関する合理的な跡付け又は検証に必要となる公文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。 7～11 (略) 12 第9項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする公文書及び当該公文書がまとめられた公文書ファイルについては、適用しない。 13 第9項及び前2項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満と設定された公文書及び当該公文書がまとめられた公文書ファイルについては、文書作成取得日及びファイル作成日を保存期間の起算日とする。 (公文書の整理、保管等) 第32条 第23条の規定による施行が完了した公文書について、第28条第2号の規定による整理（総合文書管理システム又は総務事務システムにより整理されているものを除く。）を行う場合には、次の各号によるものとする。 (1) (略) (2) ファイル用具には、保存期間、所属年度（暦年ごとに整理するものにあつては、所属年）、公文書ファイル等の名称及び所属名、<u>保存期間が30年、10年、5年、3年又は1年のもの</u>にあつては廃棄年度並びに保存期間が満了したときの措置を記入すること。 (3) (略) 2・3 (略) (移管又は廃棄) 第42条 (略) 2・3 (略) 4 文書管理者は、保存期間を1年未満とする公文書ファイル等であつて、第30条第7項各号のいずれにも該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、同条第5項、第6項及び第8項に
---	---

該当しないことを確認した上で、廃棄するものとする。この場合において、文書管理者は、あらかじめ定めた一定の期間の中で、どのような種類の公文書ファイル等についていつ廃棄したのかを記録し、当該期間終了後速やかに総括文書管理者に報告しなければならない。	該当しないことを確認した上で、廃棄するものとする。この場合において、文書管理者は、あらかじめ定めた一定の期間の中で、どのような種類の公文書ファイル等についていつ廃棄したのかを記録し、当該期間終了後速やかに総括文書管理者に報告しなければならない。
5～7 (略)	5～7 (略)

別表(1)の表第 11 号の項を次のように改める。

11	その他	情報公開及び個人情報保護に関するもの	重要なもの	5 年	廃棄
			その他	3 年	廃棄
		文書の管理等に関するもの	公文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき公文書	常用 (無期限)	以下について移管 ・ 公文書ファイル管理簿
		前各項に掲げる公文書以外のもの	30 年保存の必要があるもの	30 年	以下について移管 ・ I～V に該当するもの
			10 年保存の必要があるもの	10 年	
			5 年保存の必要があるもの	5 年	
			3 年保存の必要があるもの	3 年	
			1 年保存の必要があるもの	1 年	廃棄

附 則

- この訓令は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- この訓令の施行の日前に第 1 条の規定による改正前の三重県監査委員公文書管理規程に規定する様式により作成されている用紙等は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 7 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	賃借権の設定等を受ける土地の筆数
桑名市	1 筆
津市	439 筆
玉城町	15 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 7 年 9 月 26 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 7 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地の筆数
桑名市	230 筆
いなべ市	13 筆
木曽岬町	168 筆
東員町	40 筆
鈴鹿市	56 筆
亀山市	6 筆
菰野町	5 筆
朝日町	42 筆
津市	220 筆
松阪市	81 筆
多気町	2 筆
伊勢市	42 筆
玉城町	1 筆
度会町	2 筆
南伊勢町	5 筆
伊賀市	122 筆
熊野市	3 筆
御浜町	33 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 7 年 9 月 26 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可を、次のとおり取り消しました。

令和 7 年 9 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
渡邊 由子	津市	株式会社 古御門ライス	松阪市	津市雲出長常町池ノ上 1596

2 農用地利用集積等促進計画の取消年月日

令和 7 年 9 月 26 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農業競争力強化農地整備事業 小牧南地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 7 年 9 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年9月29日から同年10月28日まで

3 縦覧の場所

四日市市役所商工農水部農水振興課(四日市市諏訪町1番5号)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和7年9月26日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(空中写真測量、車載写真レーザ測量及び数値地形図データ作成)

2 作業期間

令和7年8月26日から同年12月16日まで

3 作業地域

度会郡大紀町大内山、北牟婁郡紀北町東長島、同町長島、同町海野、同町道瀬、同町三浦、同町馬瀬、同町上里、同町中里、同町古里、同町船津、同町相賀、同町便ノ山、尾鷲市南浦、同市座ノ下町、同市坂場町、同市坂場西町、同市中井浦、同市古戸町、同市上野町、同市矢浜二丁目、同市矢浜四丁目、同市賀田町及び熊野市飛鳥町大又

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和7年9月26日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(用地測量)

2 作業期間

令和7年9月29日から令和8年1月8日まで

3 作業地域

四日市市山田町及び同市六名町

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和7年9月26日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(基準点測量及び三次元点群測量)

2 作業期間

令和7年9月29日から同年12月22日まで

3 作業地域

松阪市嬉野算所町

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和7年9月26日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和7年9月12日から令和8年1月13日まで

3 作業地域

度会郡度会町川口及び同町栗原

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年9月26日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県情報ネットワーク設計・構築・運用保守業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和7年8月22日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県津市桜橋2丁目149番地
N T T 西日本株式会社三重支店 支店長 齊藤 朗 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 2,227,428,000 円
契約金額 2,450,170,800 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 総合評価一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和7年6月20日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年9月26日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 「エネルギー価格高騰対策支援事業」事務局等業務 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部新産業振興課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和7年9月3日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県四日市市諏訪栄町7-34 四日市近鉄ビル7階
株式会社エイチ・アイ・エス中部営業本部
地域創生第一事業所 三重オフィス プロジェクトマネージャー 岡本 智弘 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 49,675,940 円
契約金額 54,643,534 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和7年7月11日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年9月26日

三重県警察本部長 敦 澤 洋 司

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 交通安全施設に係るLTEデジタル回線契約 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和7年9月10日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県津市広明町112-5 第3いけだビル5F
日本信号株式会社三重営業所 営業所長 岡本 晃 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 53,714,000 円
契約金額 59,085,400 円 |

- 6 決 定 手 続 一般競争入札
7 入 札 公 告 日 令和7年7月4日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年9月26日

三 重 県 警 察 本 部 長 敦 澤 洋 司

- 1 特定役務の名称 テレワークシステム回線契約
2 担 当 部 局 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係
3 落 札 者 決 定 日 令和7年7月28日
4 落 札 者 愛知県名古屋市中区東桜一丁目1番10号
NTTドコモビジネス株式会社東海支社 執行役員東海支社長 田畑 智也
5 落 札 金 額 入札価格 35,573,500 円
契約金額 39,130,850 円
6 決 定 手 続 一般競争入札
7 入 札 公 告 日 令和7年5月9日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年9月26日

三 重 県 警 察 本 部 長 敦 澤 洋 司

- 1 特定役務の名称 三重県警察公文書管理システム再構築及び運用保守業務委託並びにシステムサーバ機器
賃貸借（保守付き）
2 担 当 部 局 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係
3 落 札 者 決 定 日 令和7年8月4日
4 落 札 者 東京都千代田区丸の内三丁目4-1
株式会社J E C C 営業統括本部長 石崎 洋
5 落 札 金 額 入札価格 199,949,000 円
契約金額 219,943,900 円
6 決 定 手 続 一般競争入札
7 入 札 公 告 日 令和7年6月6日

正 誤

令和7年8月26日付け三重県公報第646号に登載しました、土地区画整理組合の定款の変更認可の公告中
ページ 行

8 26 から 29 まで

誤

- 4 設立認可の年月日
令和6年12月27日
5 変更認可の年月日
令和7年8月26日

正

- 4 公告の方法

桑名市播磨西部土地区画整理組合の事務所の掲示所に掲示するほか、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う。土地区画整理法第77条第5項（同法第133条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告をするときは、桑名市播磨西部土地区画整理組合の事務所の掲示所に掲示するほか、官報に掲載して行う。

- 5 設立認可の年月日
令和 6 年 12 月 27 日
- 6 変更認可の年月日
令和 7 年 8 月 26 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
